

政令第 号

保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

保険業法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成十八年四月一日とする。

理由

保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。